

ニシテ生活費ノ補給ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ戸籍謄本ヲ添へ樺太廳長官ニ申請スベシ

一 申請人ノ住所、職業、氏名及世帯上ノ地位

二 補給ヲ受クベキ者ノ住所、職業、氏名及生年月日

三 從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル者ノ住所、職業、氏名及生年月日

四 從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル年月日

五 從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレル前ニ於ケル各家族ノ收入明細書

六 補給ヲ要スル事由

第十七條 生活費ノ補給額ハ一人一日五十錢以内トス但シ年齡十歳未満ノ者ニ對シテハ其ノ二分ノ一以内トス

同一家族内ニ補給ヲ受クベキ者數人アリト雖モ其ノ總金額ハ一日一圓五十錢ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十八條 生活費ノ補給ハ從業禁止又ハ入所ノ日ヨリ起算シ補給ノ廢止又ハ停止ノ當日迄日割計算ヲ以テ支給ス

第十九條 生活費補給ノ許可ヲ受ケタル者ハ翌月五日迄ニ前月分ノ請求ヲ爲スベシ但シ補給ヲ廢止又ハ停止セラレタルトキハ期日ニ拘ハラズ請求スルコトヲ得

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ生活費ノ補給ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

一 從業禁止中ノ者又ハ入所中ノ者死亡シタルトキ

二 從業禁止中ノ者其ノ禁止ヲ解除セラレ又ハ入所中ノ者退所シタルトキ

三 從業ヲ禁止セラレタル者樺太外ニ轉出シタルトキ

第二十一條 生活費ノ補給ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ガ補給ヲ廢止又ハ停止シ若ハ補給額ヲ減ズルコトアルベシ

一 結核豫防法樺太施行令第五條第二號又ハ第三號ニ該當スル者死亡シ若ハ其ノ資格ヲ失ヒタルトキ

二 他ニ公私救恤ノ途アルニ至リタルトキ

三 補給ヲ廢止シ又ハ減額スルモ生活シ得ルモノト認メタルトキ

四 本人ノ申請アリタルトキ

五 本人怠惰又ハ素行不良ト認メタルトキ

第二十二條 生活費ノ補給ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ其ノ期間中補給金ノ全部又ハ一部ノ支給ヲ停止ス

一 拘留又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 未決勾留又ハ勞役場ニ留置セラレタルトキ

三 行衛不明ニナリタルトキ

第二十三條 第二十條(第二號前段ヲ除ク)第二十一條第一號及第二號ノ事實アリタルトキハ本人、戸主又ハ法定相續人ヨリ五日以内ニ樺太廳長官ニ届出ヅベシ

第二十四條 前條ノ届出ヲ怠リ補給金ノ支拂ヲ受ケタル者ニ對シテハ補給金ヲ返還セシム

第二十二條ニ依ル補給金ノ停止アリタル場合ニ於テ既ニ支拂ヒタル補給金ニ對シ亦同ジ

第二十五條 法第六條ノ規定ニ依リ療養所ノ設置ヲ命

ゼラレタル公共團體ハ樺太廳長官ノ認可ヲ得テ療養所ノ位置設計及其ノ收容人員ヲ定ムベシ其ノ變更ニ付亦同ジ

第二十六條 結核豫防法第六條ノ規定ニ依リ療養所ヲ設置スル公共團體ハ療養所ノ前年度事業成績ヲ毎年五月末日迄ニ樺太廳長官ニ報告スベシ

第二十七條 法第三條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ職務ハ警察署長、第四條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

第二十八條 本令ノ規定ニ依リ樺太廳長官ニ提出スベキ書類ハ所轄警察署長ヲ經由スベシ

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年樺太廳令第十八號肺結核豫防取締規則ハ之ヲ廢止ス

### 國民職業能力申告令施行規則中

#### 改正其他

國民職業能力申告令施行規則中

改正ノ件 (昭和十六年十月十六日  
厚生省令第五十號)

國民職業能力申告令施行規則中左ノ通改正ス

第一條ノ二 女子ニシテ令第二條第一號乃至第五號ニ

該當スルモノハ同條第六號ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル者トシテ要申告者タル場合ヲ除クノ外同條

但書ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スコトヲ要セズ

#### 附則

本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民職業能力申告令第二條第六號ノ

要申告者ニ關スル申告ノ特例ニ關スル

ル件中改正ノ件 (昭和十六年十月十六日 厚生省令第五十一號)

昭和十五年十月厚生省令第四十三號國民職業能力申告令第二條第六號ノ要申告者ニ關スル申告ノ特例ニ關スル件中左ノ通改正シ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五條中「二十日以内」ヲ「十日以内」ニ改ム

第十條中「及第五條」ヲ「第五條及第七條」ニ改ム

〔參照〕

昭和十五年十月十日 厚生省令第四十三號抄錄

第五條 市町村長ハ申告期限後二十日以内ニ要申告者ヨリ申告票ヲ取纏メ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第十條 令第三條中使用者ニ關スル規定竝ニ國民職業能力申告令施行規則第四條及第五條ノ規定ハ第一條ノ要申告者ニ關シテハ之ヲ適用セズ

國民職業能力申告令第二條第六號ニ

依ル指定ノ件中改正ノ件

(昭和十六年十月十六日 厚生省令第四十二號)

昭和十五年十月厚生省令第三百二十二號左ノ通改正ス  
一年齡十六年以上四十年未滿ノ男子ニシテ左ノ各號ニ該當セザルモノ

(一) 國民職業能力申告令第二條第一號乃至第五號該當者

(二) 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者

(三) 兵役法第四十一條ノ勅令ノ定ムル學校ニ在學

スル者

二年齡十六年以上二十五年未滿ノ女子ニシテ左ノ各號ニ該當セザルモノ

(一) 配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)アル者

(二) 大學、高等師範學校、專門學校、師範學校、高等女學校、實業學校、盲學校、聾啞學校、臨時教員養成所、實業學校教員養成所、青年學校教員養成所又ハ女子學習院ニ在學スル者

〔參照〕

昭和十五年十月十日 厚生省令第三百二十二號ハ國民職業能力申告令第二條第六號ニ依ル指定ノ件ナリ

國民徵用令ニ依リ海軍ニ徵用セラレタル者ノ給與等ニ關スル件中改正ノ件

(昭和十六年十一月十三日 海軍省令第四十一號)

國民徵用令ニ依リ海軍ニ徵用セラレタル者ノ給與等ニ關スル件中左ノ通改正ス

第七條第一項中「官吏タル徵用員ニ在リテハ」、「其ノ他ノ者ニ在リテハ出張ノ例ニ準ジ」及「官吏タル徵用員ノ」ヲ削リ「海軍南洋群島關東州南滿洲旅費規則」ヲ「海軍南洋群島關東州南滿洲旅費規則」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

歸郷旅費ハ第七條ノ二ノ規定ニ依リ家族移轉料ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シテハ之ヲ支給セズ

第七條ノ二 家族移轉料ハ徵用ノ期間一年以上ニ互ル場合ニ於テ徵用員其ノ家族ヲ就業廳ノ所在地ニ移轉スル場合ニ之ヲ支給ス

附則

本令ハ昭和十六年八月十日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス

〔參照〕

昭和十五年六月十日 海軍省令第十一號 國民徵用令ニ依リテタル者ノ給與等ニ關スル件抄錄

第七條第一項

徵用員ニシテ居住地ヨリ出頭廳ニ出頭スルトキ及出頭廳ヨリ就業廳ニ赴クトキ竝ニ徵用ヲ解除セラレ徵用セラレタル時ノ居住地ニ復歸又ハ歸郷スルトキノ旅費ハ官吏タル徵用員ニ在リテハ轉勤ノ例ニ依リ其ノ他ノ者ニ在リテハ出張ノ例ニ準ジ海軍内國旅費規則、海軍南洋群島關東州南滿洲旅費規則又ハ海軍外國旅費規則ニ依リ本官相當又ハ其ノ該當等級ニ依リ之ヲ支給ス但シ官吏タル徵用員ノ居住地、出頭廳所在地及就業廳所在地間ハ各地間ヲ通ジテ之ヲ一赴任旅行ト看做ス

※大産業類  
※中産業類  
※分職類業  
※分業類  
檢印

一 氏名及出生	市郡	縣府道	市郡	縣府道	大字	町	大字	町	番地	番地	日生	
二 本籍	市郡	縣府道	市郡	縣府道	大字	町	大字	町	番地	番地	日生	
三 居住ノ場所	市郡	縣府道	市郡	縣府道	大字	町	大字	町	番地	番地	日生	
四 兵役關係	(イ)兵種及 (ロ)役種	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	豫備 既教育一補 未教育一補 教育既二補 未教育二補	(ハ)又ハハ (ニ)又ハハ 徵集年 任官年	年	年	年	年	年	年	年	
五 學歴	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)
六 現ニ從事スル職業	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	
七 就業ノ場所	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	
八 賃料又ハ 日額 金額	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	

一般職業能力申告票 國民職業指導所

一 氏名及出生	市郡	縣府道	市郡	縣府道	大字	町	大字	町	番地	番地	日生	
二 本籍	市郡	縣府道	市郡	縣府道	大字	町	大字	町	番地	番地	日生	
三 居住ノ場所	市郡	縣府道	市郡	縣府道	大字	町	大字	町	番地	番地	日生	
四 兵役關係	(イ)兵種及 (ロ)役種	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	豫備 既教育一補 未教育一補 教育既二補 未教育二補	(ハ)又ハハ (ニ)又ハハ 徵集年 任官年	年	年	年	年	年	年	年	
五 學歴	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)	(イ)國民學校 不就學 初中退 高修 不就學 初中退 青善修 青本卒 (ロ)其(他)
六 現ニ從事スル職業	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	(イ)職業名 (ロ)作業内容	
七 就業ノ場所	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	(イ)所在地 (ロ)事業種別 (三)氏使用名	
八 賃料又ハ 日額 金額	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	圓 錢 九 考備	

一般職業能力申告票 國民職業指導所

注意 一 裏面ノ記入心得ヲ守ルコト  
二 本申告控ハ一年間本人之ヲ保管スルコト但シ徵兵検査前ノ者ニ在リテハ本申告控ヲ徵兵検査ノ日ニ  
徵兵官ヲ經由シテ前ニ申告シタル國民職業指導所長ニ返還スルコト